

商品名(愛称)	積立式定期預金(未来)
販売対象	個人および個人事業主
期間	<p>1. 満期自由型 定めなし</p> <p>2. 満期指定型(1年以上10年2か月以内) 預金の口座を開設した日から1年目の応答日以降の日を満期日として指定することができます。 なお、この預金は満期の1か月前まで預入できます。</p>
預入	<p>1. 預入方法 随時預入</p> <p>2. 預入金額 1,000円以上</p> <p>3. 預入単位 1円単位</p>
払戻方法	<p>(ア) 満期自由型 預入日(継続日を含みます)から1年経過後に、1ヶ月前の通知により満期を指定していただき、満期日以後に利息とともに支払います。 ◎預入日から1年経過後は1万円以上、1千円単位で一部支払いも可能です。</p> <p>(イ) 満期指定型 満期日以後に利息とともに支払います。</p>
利息	<p>1. 適用金利 預入の都度、以下の指定する定期預金の預入時(継続日を含みます)の店頭表示の利率を適用します。</p> <p>① 満期自由型 預入の都度、個別に3年後の応答日を最長預入期限とする期日指定定期預金の金利(以後、最長預入期限にその元利合計金額をもって前回と同じ期日指定定期預金として継続します)</p> <p>② 満期指定型 預入の都度、通帳記載の満期日までの期間に応じた定期預金の金利</p> <p>(ア) 預入日から満期日までの期間が1か月以上1年未満の場合 指定日を満期日とする期日指定扱い自由金利型定期預金(M型)の金利</p> <p>(イ) 預入日から満期日までの期間が1年以上3年以下の場合 指定日を満期日とする期日指定定期預金の金利</p> <p>(ウ) 預入日から満期日までの期間が3年超3年3か月未満の場合 当初1年は自由金利型定期預金(M型)の1年もの、以後期日に元利合計額をもって指定日を満期とする期日指定定期預金の金利</p>

	<p>(エ) 預入日から満期日までの期間が3年3か月超の場合</p> <p>当初3年後の応答日を満期日とする期日指定定期預金、以後期日に元利合計額をもって満期日までの期間に応じた自由金利型定期預金(M型)および期日指定定期預金の金利</p> <p>2. 利払頻度</p> <p>上記により預入された定期預金の継続による預金組み入れの他は、満期日以後に一括して支払います。</p> <p>3. 計算方法</p> <p>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</p>
税金	2013年1月1日～2037年12月31日までに受け取る利息には、復興特別所得税(0.315%)が追加課税されることにより、20.315%の税金がかかります。
手数料	—
付加できる特約事項	<p>マル優の取り扱いができます。(最高限度額方式)</p> <p>当座預金、普通預金から、一定額(1,000円以上)の自動振替による預入ができます。</p>
中途解約時の取り扱い	<p>1. 期日指定定期預金の場合</p> <p>預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨て)によって、1年複利の方法により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>但し、その利率が解約時の普通預金利率を下回る場合、普通預金利率を適用します。</p> <p>A. 6か月未満 …………… 解約日における普通預金利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満 ……… 2年以上利率×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満 …… 2年以上利率×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満 …… 2年以上利率×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満 …… 2年以上利率×70%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満 …… 2年以上利率×90%</p> <p>2. 自由金利型定期預金(M型)の場合</p> <p>預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨て)によって計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>但し、その利率が解約時の普通預金利率を下回る場合、普通預金利率を適用します。</p> <p>A. 6か月未満 …………… 解約日における普通預金利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満 ……… 約定利率×50%</p>
重要事項	<p>この預金は預金保険の対象となります。</p> <p>※当行にお預け入れいただいている他の預金と合算し、元本1千万円までとその利息等が保護対象となります。</p>

<p>そ の 他 参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息(継続を停止した場合における満期日以後の利息を含む)は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間および日数について、次の利率によって計算します。 <ul style="list-style-type: none"> ①解約の場合 …………… 解約日における普通預金利率 ②書替継続の場合 …… 書替継続日における普通預金利率 ・当行が契約している指定紛争解決機関 <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人全国銀行協会 連絡先:全国銀行協会相談室 電話番号:0570-017109または03-5252-3772
--------------------------	--